平成２５年（フ）第３３９３号
大阪府寝屋川市太秦東が丘15番16号、住民票上の住所大阪府寝屋川市太秦東が丘24番６号
破産者　日下　　登
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０７号
堺市北区百舌鳥西之町３丁549番地４
破産者　川田　芳久
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
岡山県美作市江見526番地５
破産者　春名　義弘
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１０３８号
広島県呉市狩留賀町９番２号、開始決定時の住所山口県岩国市平田５丁目50番26号
破産者　岡本　　雅
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４号
東京都墨田区両国１丁目３番13号　２Ｆ、開始決定時住所静岡市葵区春日２丁目２番６号
破産者　望月　省三
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第２３２号
北海道名寄市西２条南６丁目23番地
破産者　石田商店こと　石田　　明
1　破産債権の届出期間　平成26年12月22日まで
2　一般調査期日　平成27年２月25日午後１時30分
平成26年11月19日　　旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３４７号
大阪府東大阪市横枕西９番27号
破産者　株式会社アイデアルツールサービス
1　破産債権の届出期間　平成26年12月24日まで
2　一般調査期日　平成27年２月26日午後３時30分
平成26年11月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７４６号
大阪府守口市菊水通３丁目７番12号
破産者　有限会社ユー・ワイ・エフコーポレーション
1　破産債権の届出期間　平成26年12月26日まで
2　一般調査期日　平成27年２月26日午後３時30分
平成26年11月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１９号
大津市真野４丁目３番13号
破産者　松尾裕紀子
1　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
2　一般調査期日　平成27年２月18日午前10時40分
平成26年11月19日　　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８７２号
大阪府茨木市横江２丁目１番12号
破産者　株式会社オーエム
1　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
2　一般調査期日　平成27年３月５日午前10時
平成26年11月18日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２６年（再）第１号
山口県岩国市装束町５丁目４番30号
再生債務者　株式会社山陽精機
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　山口県岩国市今津町１丁目８番21号　アサヒビル502号　出口裕理法律事務所
弁護士　出口　裕理
平成26年11月17日　山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（再）第２号
山口県岩国市装束町５丁目４番30号
再生債務者　株式会社サンヨーテクノ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　山口県岩国市今津町１丁目８番21号　アサヒビル502号　出口裕理法律事務所
弁護士　出口　裕理
平成26年11月17日　山口地方裁判所岩国支部

監督命令変更

平成２６年（再）第１号
茨城県水戸市河和田町字丹下二ノ牧3891番地の10
再生債務者　株式会社大鳥
主文　頭書事件につき、当裁判所が平成26年８月13日にした監督命令主文第４項に次の事項を加える。「⑻　再生債務者が、所有する株式会社金馬車（本店所在地茨城県日立市幸町二丁目１番10号）の株式に係る株主権の行使」
平成26年11月17日　　水戸地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２６年（再）第１号
富山県高岡市伏木古国府５番10号
再生債務者　株式会社淀川ランドリー
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月12日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年１月20日から平成27年１月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（再）第２号
富山市西二俣914番地
再生債務者　有限会社淀川商事
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月12日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年１月20日から平成27年１月30日まで
富山地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第１号
静岡市駿河区手越原14番地の３
再生債務者　株式会社すぎはら
1　決議に付する計画案　平成26年９月10日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成26年12月17日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年12月10日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年12月10日
平成26年11月14日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（再）第１号
奈良県生駒郡三郷町城山台１丁目４番４号
再生債務者　荻田　　卓
1　決議に付する再生計画案　平成26年10月29日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成27年１月28日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成27年１月13日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成27年１月５日
平成26年11月17日　　奈良地方裁判所

再生手続終結

平成２３年（再）第２号
福島県田村郡小野町大字小野新町字中通21番地の１
再生債務者　秋田　佳一
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年11月18日　福島地方裁判所郡山支部